

財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 1 9 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1 - 1	出資団体関係	
	道路課（佐賀県道路公社）	1
1 - 2	補助金等交付団体関係	
	農地整備課（鹿島市土地改良区）	1
1 - 3	公の施設の指定団体関係	
1 - 3 - 1	指定管理団体に対するもの	
	障害福祉課（社会福祉法人佐賀ライトハウス）	1
	生産者支援課（佐賀県総合射撃推進協会）	3
	社会教育・文化財課（財団法人佐賀県教育文化振興財団）	3
	新産業課（財団法人佐賀県地域産業支援センター）	3
	社会教育・文化財課（乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体）	4
1 - 3 - 2	所管課に対するもの	
	男女共同参画課、社会教育・文化財課	
	〔財団法人佐賀県女性と生涯学習財団（佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター）〕	4
	母子保健福祉課、長寿社会課〔社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（佐賀婦人寮・佐賀向陽園・伊万里向陽園）〕	4
	障害福祉課〔社会福祉法人佐賀ライトハウス（佐賀県立点字図書館）〕	6
	新産業課〔財団法人佐賀県地域産業支援センター（佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター）〕	8
	生産者支援課〔佐賀県総合射撃推進協会（佐賀県射撃研修センター）〕	8
	社会教育・文化財課〔財団法人佐賀県教育文化振興財団（波戸岬少年自然の家・黒髪少年自然の家・北山少年自然の家）〕	9
	社会教育・文化財課〔乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体（佐賀県立宇宙科学館）〕	10
	体育保健課〔佐賀県ヨット連盟（佐賀県ヨットハーバー）〕	10
2	その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	11
2 - 1	各団体に対するもの	

男女共同参画課、私学文化課、社会教育・文化財課	
（財団法人佐賀県女性と生涯学習財団）	11
国際課（財団法人佐賀県国際交流協会）	12
循環型社会推進課（財団法人佐賀県環境クリーン財団）	12
新産業課、商工課、雇用労働課	
（財団法人佐賀県地域産業支援センター）	13
林業課（財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金）	17
土地対策課（佐賀県土地開発公社）	18
水資源対策課（財団法人嘉瀬川ダム対策基金）	18
森林整備課（財団法人さが緑の基金）	19
道路課（佐賀県道路公社）	19
社会教育・文化財課（財団法人佐賀県教育文化振興財団）	20
体育保健課（財団法人佐賀県体育協会）	21
組織犯罪対策課（財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター）	22
こども課（学校法人口ザリオ幼稚園）	23
こども課（学校法人牛津ルーテル学園）	23
地域福祉課（社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会）	24
長寿社会課（社会福祉法人誠心会）	24
医務課（社団法人武雄杵島地区医師会）	25
障害福祉課（医療法人財団友朋会）	26
商工課（佐賀商工会議所）	26
商工課（鳥栖商工会議所）	27
商工課（武雄商工会議所）	27
商工課（鹿島商工会議所）	27
商工課（小城商工会議所）	28
商工課（有田商工会議所）	28
商工課（大和町商工会）	29
商工課（大町町商工会）	29
体育保健課（佐賀県ヨット連盟）	29
人権・同和对策課〔社団法人佐賀県部落解放推進協議会 （佐賀県解放会館）〕	30
母子保健福祉課〔社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	

(佐賀婦人寮)・・・・・・・・・・・・・・・・	31
長寿社会課〔社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会(佐賀向陽園)〕	31
長寿社会課〔社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会(伊万里向陽園)〕	32
障害福祉課〔社会福祉法人佐賀ライトハウス (佐賀県立点字図書館)・・・・・・・・	32
健康増進課〔特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク(佐賀県 難病相談・支援センター)・・・・・・・・	33
森林整備課(財団法人スマイルアース)・・・・・・・・	33

2 - 2 各所管課に対するもの

【出資団体関係】

男女共同参画課、社会教育・文化財課・・・・・・・・	33
(財団法人佐賀県女性と生涯学習財団)・・・・・・・・	34
新産業課、商工課、雇用労働課 (財団法人佐賀県地域産業支援センター)・・・・・・・・	34
土地対策課(佐賀県土地開発公社)・・・・・・・・	35
道路課(佐賀県道路公社)・・・・・・・・	36
社会教育・文化財課(財団法人佐賀県教育文化振興財団)・・・・・・・・	36
体育保健課(財団法人佐賀県体育協会)・・・・・・・・	37
空港・交通課(佐賀ターミナルビル株式会社)・・・・・・・・	38

【補助金等交付団体関係】

こども課(学校法人耕心学園ほか74団体)・・・・・・・・	39
長寿社会課(社会福祉法人慈光会ほか1団体)・・・・・・・・	39
長寿社会課(社会福祉法人誠心会ほか22団体)・・・・・・・・	40
医務課(社団法人武雄杵島地区医師会ほか6団体)・・・・・・・・	40
障害福祉課(医療法人財団友朋会ほか5団体)・・・・・・・・	41
商工課(佐賀商工会議所ほか38団体)・・・・・・・・	41
農地整備課(白石土地改良区ほか4団体)・・・・・・・・	42
生産者支援課(唐津農業協同組合ほか13団体)・・・・・・・・	43

【指定管理者関係】

体育保健課〔佐賀県ヨット連盟(佐賀県ヨットハーバー)〕	43
人権・同和対策課〔社団法人佐賀県部落解放推進協議会 (佐賀県解放会館)・・・・・・・・	44

長寿社会課〔社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 (佐賀向陽園・伊万里向陽園)〕	46
障害福祉課〔社会福祉法人佐賀ライトハウス(佐賀県立点字図書館)〕	47
健康増進課〔特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク (佐賀県難病相談・支援センター)〕	47
生産者支援課〔佐賀県総合射撃推進協会(佐賀県射撃研修センター)〕	48
建築住宅課〔マベック・松尾建設共同企業体、佐賀県住宅供給公社 (県営住宅)〕	49
森林整備課〔財団法人スマイルアース(佐賀県立二十一世紀県民の森)〕	50

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1 - 1 出資団体関係

監 査 対 象 機 関	佐賀県道路公社
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 継続分の道路占用料に係る収入調定で遅延しているものがあつた。</p> <p>調定時期 平成 1 9 年 1 月 調定すべき時期 平成 1 8 年 4 月 調定額 1,868,521 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 道路課】</p> <p>今後は、道路法施行令第 19 条の 2 の規定に基づき、4 月 30 日までに徴収する。</p>

1 - 2 補助金等交付団体関係

監 査 対 象 機 関	鹿島市土地改良区 (旧重ノ木土地改良区)
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 9 月 2 0 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助事業で取得した財産が、土地改良区の財産として管理されていなかった。</p> <p>補助事業で取得した土地改良施設 (水路のフェンス) 等が、鹿島市土地改良区会計細則に定める土地改良施設台帳、固定資産台帳に記帳されず、また、鹿島市土地改良区の決算書に取得財産として表示されていなかった。</p> <p>補助事業で取得した財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路フェンス 2,005,500 円 ・ パソコン一式 970,830 円 ・ 賦課金会計ソフト 670,000 円 ・ GIS システム 8,515,000 円 <p>合 計 12,161,330 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 農地整備課】</p> <p>補助事業で取得した水路フェンス、パソコン一式、賦課金会計ソフト及び GIS システムを土地改良施設台帳等の関係台帳にそれぞれ記帳し、適正に管理した。</p> <p>また、平成 2 1 年 3 月の総代会の承認を受け、パソコン一式、賦課金会計ソフト、GIS システムを平成 1 8 年度の取得財産として財産目録に表示する。</p>

1 - 3 公の施設の指定団体関係

1 - 3 - 1 指定管理団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀ライトハウス
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 休館日の運用で不適正なものがあつた。</p> <p>佐賀県立点字図書館設置条例施行規則第 4 条の規定により、休館日は、月曜日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までとされているが、事業計画書には閉館予定日として、毎週月曜日及び祝祭日他と記載され、現に祝祭日に休館されていた。</p> <p>平成 1 5 年 8 月 8 日までは、休館日が、祝日、日曜日及び年末年始であったのを改正して同年 8 月 9 日から、月曜日及び年末年始に改正したにもかかわらず、従前のまま祝日を休館としていたものである。</p> <p>(2) 事業計画書のとおり事業が実施されていないものがあつた。</p> <p>事業計画書において、利用者からの意見を点字図書館運営に反映させるため、点字図書館、利用者団体である社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会、ボランティア団体である点字図書館友の会代表、各々数名からなる「点字図書館運営懇談会(仮称)」を立ち上げることとされているが、設置されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 障害福祉課】</p> <p>H 1 9 年 7 月において、障害福祉課から指摘があつたため、H 1 9 年 8 月の評議員会・理事会において「就業規則」の改正を行なうとともに、祝祭日も開館することとした。</p> <p>以前から、利用者、ボランティア及び点字図書館スタッフで構成する懇談会を、年 1 回開催し、その中で運営に関する要望等を受け反映していたが、今回の指摘を受け、平成 2 0 年度中には運営懇談会を設置することとしている。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県総合射撃推進協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 19 年 10 月 31 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業計画に基づく事業を実施していないものがあった。 教習射撃場の指定を受けて運営する計画となっていたが、未だ実施されていなかった。</p> <p>(2) 施設の管理で適正でないものがあった。 県の許可を得ることなく、可動式のクレー放出機を置いていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 生産者支援課】 教習射撃を実施するために教習射撃指導員の選定、銃の保管方法などの条件整備を行い、教習射撃場指定申請書を平成 20 年 6 月 30 日に佐賀警察署に提出した。</p> <p>クレー放出機は、平成 20 年 3 月 26 日に撤去し、その後周辺整備し原状回復を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県教育文化振興財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 19 年 10 月 23・26 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 業務仕様書に基づく有資格者の人数が不足していた。 波戸岬少年自然の家に係る業務仕様書において、小型船舶 2 級以上の有資格者 4 名を常駐させることとなっているが、3 名しかいなかった。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。 食堂内の売店に係る行政財産の目的外の使用許可申請がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 社会教育・文化財課】 小型船舶 2 級以上の有資格者については、3 名でも業務に支障がないことから、県との協議の結果、業務仕様書が改定された。</p> <p>食堂内の売店については撤去した。 (黒髪少年自然の家・波戸岬少年自然の家)</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域産業支援センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 19 年 10 月 16・23 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。 センター内に自動販売機が設置されていたが、行政財産の目的外使用許可の申請がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 新産業課】 平成 19 年 10 月 29 日に自動販売機にかかる行政財産使用許可申請を行い、平成 19 年 11 月 1 日に使用許可を受けた。</p>

監 査 対 象 機 関	乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 1 月 2 日
(監 査 の 結 果) (1) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。 飲料水等の自動販売機が無断で設置され、業者から売上げ手数料が収入されている。 自動販売機の設置については、事前に県から設置の許可を取るべきである。	(措 置 の 内 容) 【所管課 社会教育・文化財課】 飲料水等の自動販売機については、来館者に対し水分補給等の観点からも、飲料類自販機の設置により顧客満足の提供を図るために設置されており、平成 2 0 年 4 月 1 日付け佐賀県教育委員会指令 2 0 教社文第 0 1 0 0 0 1 号で県教育委員会より教育財産の使用許可を受けているところである。

1 - 3 - 2 所管課に対するもの

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団（佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター）
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日
(監 査 の 結 果) (1) 事業報告書に対する結果の通知がなされていなかった。 基本協定書第 1 7 条第 2 項の規定により、県は、指定管理者から事業報告書を受理したときは、管理運営業務の実施状況、利用状況、収支、自己評価等の内容を確認し、その結果を指定管理者に通知することとなっているが、通知されていなかった。	(措 置 の 内 容) 【所管課 男女共同参画課（佐賀県立女性センター） 社会教育・文化財課（佐賀県立生涯学習センター）】 今後このようなことがないように対応していく。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（佐賀婦人寮・佐賀向陽園・伊万里向陽園）
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日・2 9 日・1 1 月 2 日
(監 査 の 結 果) (1) 厚生省令に定める施設整備がなされていなかった。 婦人保護施設に設置が義務づけられている相談室、静養室、医務室、作業	(措 置 の 内 容) 【所管課 母子保健福祉課（佐賀婦人寮）】 「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」(厚生省令)は平成 1 4

室が整備されていない。特に相談室については、佐賀県社会福祉協議会では必要性を感じて、県に要望したが、困難であったため、現在は、夜、職員が宿直の際に事務室で対応している。

入所者の相談への対応、指導に支障のないよう、検討されたい。

(2) 財産の管理で不適切なものがあつた。

公の施設の管理委託団体であつた社会福祉協議会が措置費等を財源として設置した構築物、改修した施設、購入した備品は県の財産とすべきであるが、県の財産になっていない。

これらについては、事故の際の責任問題もあることから、県の帰属とした上で、管理されたい。

年度に定められたが、佐賀婦人寮は昭和33年建設されたものであり、新たに相談室等を設けることが困難であつた。施設も老朽化しており、改築をする際に厚生省令に定められた基準を満たすよう検討することとする。

ご指摘の入所者の相談の対応については、昼間は当直室を利用するなど支障がないよう検討したい。

【所管課 母子保健福祉課（佐賀婦人寮） 長寿社会課（佐賀向陽園・伊万里向陽園）】

佐賀県社会福祉協議会では、措置費を財源として設置した構築物、購入した備品については、「社会福祉法人会計基準」（以下「会計基準」という。）に基づき、佐賀婦人寮として独立した会計（佐賀婦人寮特別会計）の処理がなされているため、この会計に財産目録及び貸借対照表等に資産として計上されているが、これらの資産は、委託業務により最終的には所有権は県に帰属する。このため、当該資産については、会計基準に基づき佐賀県社会福祉協議会が作成する固定資産台帳として計上されているが、備考欄等には所有権は佐賀県である旨を記載し、所属の所在を明確にすることとする。（母子保健福祉課）

佐賀県社会福祉協議会では、措置費等を財源として設置した構築物、改修した施設及び購入した物品について、「社会福祉法人会計基準（平成12年2月17日社援第310号）以下「会計基準」という」に基づき会計処理がなされているために財産目録及び貸借対照表等に資産として計上されているが、これらの資産は、委託業務により生じたものであり最終的な所有権は県に帰属している。

このため、当該資産については、会

	<p>計基準に基づき佐賀県社会福祉協議会が作成する固定資産管理台帳等により管理することとし、備考欄等に所有権は佐賀県である旨を記載することとする。</p> <p>また、「佐賀県立養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の管理運営に関する協定書」第6条の規定により、佐賀県社会福祉協議会に管理させる土地、建物及び工作物については、財産台帳の写しを、また、備品については、県の備品台帳に準じて作成した一覧表を佐賀県社会福祉協議会へ交付することとする。なお、措置費による設備改修を行なう場合には、事前に書面での手続を行なっていく。(長寿社会課)</p>
--	---

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀ライトハウス(佐賀県立点字図書館)
監 査 執 行 年 月 日	平成19年10月26日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 休館日の運用で不適正なものがあった。</p> <p>佐賀県立点字図書館設置条例施行規則第4条の規定で、休館日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとされているが、事業計画書には閉館予定日として、毎週月曜日及び祝祭日他と記載され、現に祝祭日に休館されていた。</p> <p>県は、指定管理者から事業計画書が提出された際、規則に基づく運用を指導すべきであった。</p> <p>(2) 事業計画書のとおり事業が実施されていないものがあった。</p> <p>事業計画書において、利用者からの意見を点字図書館運営に反映させるため、点字図書館、利用者団体である社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会、ボランティア団体である点字図書館友</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 障害福祉課】</p> <p>祝祭日の開館については、H19年7月に指摘を行っており、その後、祝祭日についても開館されている。</p> <p>なお、この件に関しては事業計画書が提出された時点で指摘すべきであった。今後はこのようなことがないように努めたい。</p> <p>運営懇談会を設置するよう指示した。</p>

の会の代表、各々数名からなる「点字図書館運営懇談会（仮称）」を立ち上げることとされているが、設置されていなかった。

県は、事業計画書に基づく事業実施を指導すべきである。

(3) 指定管理業務で不適正なものがあった。

県は、業務仕様書において、指定管理業務の「点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修の実施」について、「社団法人視覚障害者団体連合会（以下「視覚連」という。）の実施する点訳奉仕者及び録音奉仕者の研修のために必要な場所を提供し、当該研修の講師として対応できる者を職員に配置すること」と定められている。

監査の結果、県は佐賀県障害者社会参加推進センターに「障害者社会参加総合推進事業」を委託（平成18年度16,946千円）し、同センターは、そのうち視覚障害者関係の事業を視覚連に再委託（平成18年度は9事業で7,480千円）しているが、点字図書館内に事務所を置く視覚連には職員がいないため、委託費の中に人件費は含めず、ライトハウスの職員がこれらの事業の事務を行うものとして組み立てられ、そのうちの点訳奉仕者養成事業及び朗読奉仕者養成事業に職員として協力することが指定管理業務として位置付けられていた。

しかし、身体障害者福祉法第34条の規定によると、点字図書館は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物等を製作し、若しくは利用に供し、又は点訳等を行う者の養成若しくは派遣等の便宜を供する施設であるとされていることから、点訳奉仕者養成事業及び朗読奉仕者養成事業は、指定管理業務として、ライトハウスに直接委託すべき業務である。

平成20年度から点訳奉仕者事業及び朗読奉仕者事業については、佐賀県障害者社会参加推進センターからの再委託先を視覚連ではなく、佐賀ライトハウスとすることとした。

指定管理業務及び障害者社会参加総合推進事業の委託業務について、見直しを行われたい。

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>財団法人佐賀県地域産業支援センター （佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター）</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成19年10月16日・23日</p>
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）指定管理業務に係る管理運営費に、人件費が算定されていなかった。 指定管理業務に係る人件費を措置されたい。</p> <p>（2）行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。 自動販売機設置等に係る行政財産の目的外の使用許可申請がなされていなかった。使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 新産業課（佐賀県地域産業支援センター）】 現在、佐賀県地域産業支援センター指定管理経費の人件費については、財団の自主財源により賄われている。これは、前回の指定管理者公募の際に、財団が指定管理に係る人件費を独自財源で賄う計画を提出して、指定管理者となった経緯によるものであり、今回の指定管理期間（平成18年度から20年度までの3か年間）の指定管理経費（委託料）の債務負担行為についても、人件費を含まない積算に基づく金額が議決されているところである。このため、指定管理経費の人件費については、次回の指定管理者公募の支出見込み積算内訳において算入しているところである。</p> <p>【所管課 新産業課（佐賀県立九州シンクロトン光研究センター）】 センター内の自動販売機に係る行政財産使用申請書を平成19年10月29日付けで受付、平成19年11月1日付けで使用許可を行ったところである。 今後このようなことがないよう、事務処理に厳格を期すよう指導する。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県総合射撃推進協会（佐賀県射撃研修センター）
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日
<p>（監査の結果）</p> <p>（ 1 ）事業計画に基づく事業を実施していないものがあった。 教習射撃場の指定を受けて運営する計画となっていたが、未だ実施されていない。 県は、事業計画に基づく事業実施を指導されたい。</p> <p>（ 2 ）施設の管理で適正でないものがあった。 県の許可を得ることなく、可動式のクレー放出機を置いていた。指定管理者に早急に無許可施設を撤去させ、あるいは、必要であれば施設使用の許可を行われたい。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 生産者支援課】 教習射撃の実施体制等について助言、指導を行い、申請に当たっての警察協議等へ同行した。</p> <p>指定管理者に対し施設使用の許可手続きを指導中、指定管理者が設置を断念されたため、撤去を指導した。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県教育文化振興財団（黒髪少年自然の家・北山少年自然の家・波戸岬少年自然の家）
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 2 3 日・2 6 日
<p>（監査の結果）</p> <p>（ 1 ）業務仕様書に基づく有資格者の人数が不足していた。 業務仕様書において、小型船舶 2 級以上の有資格者 4 名を常駐させることとなっているが、3 名しかいなかった。</p> <p>（ 2 ）行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあった。 自動販売機設置等に係る行政財産の目的外の使用許可申請がなされていなかった。使用許可を行うとともに、適</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 社会教育・文化財課（波戸岬少年自然の家）】 監視艇操舵業務に従事する小型船舶有資格者については、4 名を常駐することとしていたが、有資格者 3 名の交替勤務によっても同等の業務が可能であったため、有資格者 3 名を常駐するよう業務仕様書を改定した。</p> <p>【所管課 社会教育・文化財課（黒髪少年自然の家・波戸岬少年自然の家）】 売店は撤去された。（黒髪少年自然の家） 売店は撤去された。使用料の徴収に</p>

<p>正な使用料を徴収されたい。</p>	<p>については、全庁で統一的に取扱うべきものであることから、用度管財課の見解を待っているところである。(波戸岬少年自然の家)</p>
----------------------	---

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体 (佐賀県立宇宙科学館)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 1 9 年 1 1 月 2 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可申請がなされていないものがあつた。 自動販売機設置等に係る行政財産の目的外の使用許可申請がなされていなかった。使用許可を行うとともに、適正な使用料を徴収されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 社会教育・文化財課】 指定管理者からの申請に対して、教育財産使用許可を与えた。使用料の徴収については、全庁で統一的に取扱うべきものであることから、用度管財課の見解を待っているところである。</p>

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>佐賀県ヨット連盟(佐賀県ヨットハーバー)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 1 9 年 1 0 月 2 3 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 指定管理業務の運営に関し、職員の配置で不適正なものがあつた。 救助・指導員 2 人について、別の補助事業による職員及び県体育協会派遣職員を配置し、県もそれを了承していた。</p> <p>(2) 事業報告書の作成・確認で不適正なものがあつた。 管理運営業務仕様書により、事業報告書の書式は、県と指定管理者で協議</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 体育保健課】 監査後、救助に関しては、指定管理委託業務内で対応する体制に改善した。 また、指導員に関しては、ヨット連盟が施設の特性を活かしながら、海洋スポーツの普及振興を図るため、独自に配置し、ヨット連盟運営事業費補助により対応してきたところである。 しかし、指摘後、救助と指導の業務を明確に区分のうえ、委託と補助の適正化を図った。</p> <p>監査後、管理運営状況の適正な把握等のため、指定管理者と協議のうえ、事業報告書の様式を改めるとともに、施設の維持・管理関係の実績及び自己</p>

のうえ定めることとなっているが、指定管理者が任意に作成した事業報告書が提出されていた。

また、提出された報告書は、次のとおり不適正であった。

- ・ 施設の維持・管理関係の実績等の記載がない
- ・ 自己評価が実施されていない
- ・ 無料の施設利用者の報告がない

事業報告書は、管理運営の状況を把握し、適正になされているか検証し、翌年度の運営に活用するために必要なものである。

書式については、県と指定管理者で協議のうえ定めるとともに、県は、報告書を十分に検証されたい。

評価を事業報告書に添付させることとした。

また、無料の施設利用者についても、施設利用状況報告書（月報）の様式を改め、報告させることとした。

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

2-1 各団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
監 査 執 行 年 月 日	平成19年10月31日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 扶養手当の認定事務で適正でないものがあつた。 扶養手当の認定に際しては、所得証明書や在学証明書等を徴収して、確認されたい。</p> <p>(2) 利用料金徴収規程の整備を要するものがあつた。 基本協定書第15条の規定により、利用料金の減額、免除については、「催物の準備、リハーサル又は現状に復するために施設を利用する場合」については、通常の30%の額とすることができると、額が定められているが、「その他指定管理者が特に必要と認めた場合」については、具体的な事例等の定め及び免除額を定めないまま、台風等で中止の場合やアバンセと共催の場合に、全額免除しているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 男女共同参画課、私学文化課、社会教育・文化財課】 扶養手当を支給している職員について、現時点での要件適合確認のため、平成19年9月21日までに被扶養者の所得証明書、在学証明書を徴収して確認を行った。</p> <p>規程を改定し、明確に記載した。 なお、台風などの自然災害の場合は、免除ではなく、還付で対応している。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県国際交流協会
監 査 執 行 年 月 日	平成19年10月31日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 諸規程の見直しを要するものがあつた。 ・財団法人佐賀県国際交流協会組織規程第5条別表第1の規定で企画交流課長を置くことになっているが、置かれていない。また企画主任を置くことになっていないが、置かれていた。 ・財団法人佐賀県国際交流協会寄付行</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 国際課】 今回指導を受けた諸規程の見直しについては、平成21年度の本財団の業務体制見直しに向けて速やかに行い、また、今後は指導を受けた事項に充分に配慮した事務の執行を行う旨の報告が財団からあつた。 県としても適正な規程等の整備について、指導を行う。</p>

為第17条の規定により常務理事を選任することとし、財団法人佐賀県国際交流協会会計規程第8条及び第11条の規定で、常務理事が行う事務を定めているが、常務理事は選任されていない。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県環境クリーン財団
監 査 執 行 年 月 日	平成19年10月23日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>(1) 諸規程で見直しを要するものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団組織規程第2条第1項で「事務局に事務局長、課長を置く。」とあり、事務局長については職の設置規定があるが、「技術監」についての規定がなかった。 ・財団職員給与規程第4条により「手当の額については、佐賀県職員の例による。」と定められ、佐賀県職員給与条例第7条の2第1項で、「管理職又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定する職にある者に対して、管理職手当を支給する。」と定められているが、事務局長及び技術監を管理職手当の支給対象としての職に指定する旨の規定が財団の規程になかった。 	<p>【所管課 循環型社会推進課】</p> <p>財団においては、平成21年1月の稼働を目標に諸準備を進めており、平成20年中には、組織規程や給与規程等各種規程の見直し・改廃を行うこととされており、県としても必要に応じて規程整備の支援を行っていきたい。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域産業支援センター
監 査 執 行 年 月 日	平成19年10月16・23日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>(1) 中小企業情報センターの負担金徴収について、廃止を含め検討を要するものがあった。</p> <p>(設置経緯)</p> <p>昭和54年に国の中小企業施策として、</p>	<p>【所管課 新産業課、商工課、雇用労働課】</p> <p>佐賀県中小企業情報センターは、県内の産業振興の牽引役である(財)佐賀経済調査協会及び商工団体、金融機関</p>

各都道府県に地域中小企業情報センターを第三セクターで設置することとなった。

県では、昭和58年度に佐賀経済調査協会に「佐賀県中小企業情報センター」を併設された。許可の申請がなされていなかった。

国の方針は、事業費の補助金は出すが、運営費は補助しないとのことで、県では、所要人員は県、市及び地元基幹企業からの派遣で、人的対応が不可能な団体は、一定の金額を負担金として負担し、県全体で県内中小企業の情報化支援体制を支えることとしてスタートした。

その後、県の施策の進展により、情報センターは業務も拡大し、平成元年3月に佐賀産業技術情報センターの設立により佐賀経済調査協会から業務を移管、更に平成8年佐賀県地域産業支援センターに改組し今日に至っている。

以上が負担金徴収の経緯であるが、設立当初の考え方を踏襲して現在まで負担金を徴収してきているが、負担金の徴収根拠となる規程も定められていなかった。

また、佐賀県地域産業支援センターは、寄付行為第32条で賛助会員規程を設けて賛助会費も徴収されており、一部の団体においては二重に支出されている団体もあった。

この際、関係団体負担金の徴収については、賛助会費との兼ね合いもあり廃止を検討されたい。

(2) 収入未済額の解消に努力されたい。

「さがフロンティア開拓共創プロジェクト事業」に係る委託費
監査時現在未収金額 217,368円

が一丸となって県内中小企業の振興を図ることを目的に設置したものであり、その経費については、国・県の補助金で賄えないものについては関係団体において支援することで一致したものである。

また、関係団体負担金は、名称中に「負担金」という言葉はあるものの、関係団体に即時的・直接的な受益があり、その応分を負担させるというものではなく、また、逆に、その負担がなされなくても、退会等の不利益処分が課されるというものでもない。佐賀県中小企業情報センター設置から現在に至るまで、適宜説明等を行う中で、それぞれの関係団体が自らの役割を認識され、支援をいただいているものである。(負担額の一定の根拠はあるものの規定整備なし。)

(財)佐賀県地域産業支援センターには、事業の趣旨に賛同する者を、賛助会費の納入があれば随時受け付け賛助会員とする賛助会員制度もあるが、設置者とほぼ同様な位置付けである関係団体とは一線を画すものである。(賛助会員とはその立場が異なる。)

今後とも、関係団体に対しては、必要に応じて説明、協議しながら、同意を前提に、当財団への御支援をお願いしていくこととしているが、将来的に「負担金」という名称の変更については検討していくこととしている。

「さがフロンティア開拓共創プロジェクト事業」に係る超過委託費返還金に関する未収金については、次のとおり回収に努めている。今後とも、毎月定例的に訪問するなど収入未済額の解消に努力する。

平成20年10月監査時現在未収金額
217,368円
平成20年6月27日現在収入済金額

105,000円

同日現在未収金額 112,368円

(3) 補助金の精算(実績)報告で適正でないものがあった。

- ・経費の区分間(人件費と事務費)を変更する場合は、知事の承認を受けなければならないが、受けないままに実績報告が提出されていた。

- ・平成17年度補助金に係る実績報告書の提出で、補助対象経費に変更が必要な場合は、補助金額に変更がなくても、修正後の実績報告書を提出するべきであるが、再提出されていなかった。

(4) 委託料の支払で検討を要するものがあった。

特許出願手続委託料については、契約書第3条で「委託料の額は、中間手続きのうち、一つの業務が完了次第、その事務処理に要した金額を甲乙双方が確認し、その都度定めるものとする。」と規定しているが、実際の支払いは、甲が確認することなく、請求どおりの額を支払っていた。

今後は、業務報告書等を提出させ、業務の完了と金額の確認を行うなど、その確認方法を検討されたい。

平成18年度財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金において、知事の承認を受けず、事務費区分から人件費区分に2,341円の補助金の流用を行っていた。事務費、人件費とも財団自主財源からの持ち出しがあり、この中で、相殺されるものとの誤解があった。

今後、このようなことがないように、補助金交付要綱等を遵守するとともに、事務処理に厳格を期す。

平成17年度財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金において、実績確定後(平成17年度決算後)に、扶養手当237,854円の返納が生じた。新産業課への報告、新産業課との協議は行ったところであるが、実績報告書の再提出までは行っていなかった。(H19.10.15再提出済み。H19.11.5確定)

今後、決算確定後であっても、実績報告内容に変動が生じた場合は、県に対し、報告を行うとともに実績報告書の再提出を行うこととする。

特許出願等に係る特許事務所への委託料については、一つの業務が完了次第、特許事務所により送付された作成文書等を確認のうえ、支払いを行っているが、米国特許出願における現地代理人費用について、費用の内訳を確認せずに支払いを行っているものがあった。

今回の指摘を受けて、特許事務所に対し、米国現地代理人の費用の内訳を添付するよう指示し、作成文書等と費用の内訳を確認のうえ、支払を行うこととした。

- (5) 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業費繰越金の使途(活用方法)について検討を要するものがあった。

平成18年度収支決算において、多額の繰越金が発生していた。

繰越金については、赤字補填のための財政調整基金としての活用ルールや会員の会費、県・市町の負担を減額する等も考慮し、繰越金の使途(活用方法)について検討されたい。

【公の施設：佐賀県地域産業支援センター】

- (6) 会計処理で適正でないものがあった。

指定管理に係る経理は、特別会計として管理されたい。

- (7) 事業報告書の報告内容で検討を要するものがあった。

事業報告書のうち、「管理運営業務の実施状況」については、管理運営費の支出状況を実施状況報告として報告されている。

管理業務の具体的な内容を報告するなど、記載すべき内容を県と協議・検討されたい。

【公の施設：佐賀県九州シンクロトロン光研究センター】

- (8) 各種報告書で適正でないものがあった。

指定管理者からの事業計画書、事業報告書、収支計算書等の報告で、指定管理業務以外の業務が含まれていた。

- (9) 施設使用料に係る領収書様式で検討を要するものがあった。

宿泊施設の利用料(1泊2,000円)

当センターの運営については、県をはじめとする行政からの財政支援が年々厳しくなる中で、今後の運営のあり方について、県、経営者団体及び労働者団体による関係者間で協議を進め、今年度中に一定の方向を定めることとしている。

については、こうした協議等を踏まえて、繰越金の使途についても検討していきたいと考えている。

指定管理業務に係る予算は、県との協定上、特別会計とすべきとの規定もないため、一般会計に含めている。ただし、その経理処理に関しては、他の項目と区分し、適正な管理を行っているところである。

県との協議した結果、平成20年度から、管理運営業務の実施状況について、一部、具体的な内容を盛り込むこととした。

平成19年度の事業報告書から指定管理業務以外の業務を除く対応を行った。

発行番号を一連番号で付し、受領者欄を設けた3部複写式(原符、会計処理用、領収証書)の現金領収証書を作成し、

については、領収書が発行されていたが、複写式となっておらず、領収書をコピーで保管されていた。

領収書の発行については、原符と領収証書各1枚をもって1組とし、発行番号は一連番号を付した複写式の領収書の発行を検討されたい。また、領収書の発行の際は、だれが領収したか確認できるような領収書を作成されたい。

(10) 現金の取扱いで適正でないものがあった。

現金出納簿が作成されていなかった。

平成19年11月30日現金受領分から使用を開始した。

速やかに現金出納簿を作成した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金
監 査 執 行 年 月 日	平成19年10月29日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>(1) 基金の運用及び取り崩しについて検討を要するものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本財産のうち、一部が普通預金(4,407千円)で管理されていた。助成金需要が発生するまでの期間は、定期預金等による短期の運用を検討されたい。 基金の取り崩しについては、理事会の承認が取られているが、取り崩し額が事業費以上で行われ、毎年度収支差額が発生している。取り崩しに当たっては、資金需要額を取り崩されたい。 	<p>【所管課 林業課】</p> <p>支出が必要となる時期まで定期預金等による短期運用を行い、普通預金での管理が最小限となるように改善した。</p> <p>理事会で承認された取り崩し額は取り崩し上限額として取り扱い、事業費が縮小した場合は、取り崩し額を減額し、取り崩しが過大とならないように改善した。</p>
(2) 補助金の執行で適正でないものがあった。	今後このようなことがないように適正な執行に努める。

佐賀県高性能林業機械等利用促進事業の補助金事務で、完了予定日を2ヶ月以上経過してから変更申請書が提出されていた。また、補助金交付要綱で、「事業が予定の期間に完了しない場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること」となっているが、知事への報告もなされていなかった。

補助金申請年月日 平成18年10月13日
 補助金交付決定日 平成18年10月23日
 事業完了予定日 平成18年12月31日
 変更申請年月日 平成19年3月5日

監 査 対 象 機 関	佐賀県土地開発公社
監 査 執 行 年 月 日	平成19年10月18日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 諸規程の見直しを要するものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県土地開発公社組織規程第4条第2項で、主事、技師を置くこととされているが、置かれていない。 ・ 佐賀県土地開発公社会計規程第7条第3項で、総務部長は金銭出納担当者、各部長は物品出納担当者及び契約担当者に任命されたものとするとしているが、総務部長、各部長は、置かれていない。 	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 土地対策課】 該当する規程の改正を行うこととした。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人嘉瀬川ダム対策基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 役員変更等の登記で適正でないものがあった。 理事の住所移転登記を法令で定める期限内 (2 週間以内) に行わず、過料を課されていた。</p> <p>(2) 事務処理規程で見直しを要するものがあった。 基金から佐賀市に支払われる負担金は、財団法人嘉瀬川ダム対策基金負担金交付要綱第 7 条で概算払での支払を可能としているが、財団法人嘉瀬川ダム対策基金事務局処理規程第 2 6 条に定める概算払できる経費には該当していない。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 水資源対策課】</p> <p>理事の住所移転登記を法令で定める期限内 (2 週間以内) に行えるよう、各理事に住所移転の際の速やかな報告を依頼しました。</p> <p>負担金の概算払いに関する財団法人嘉瀬川ダム対策基金負担金交付要綱と基金事務局処務規程との整合を図るため、基金事務局処務規程を改正しました。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人さが緑の基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事務処理規程で整備を要するものがあった。 寄付金の受入りに係る決裁は、事業実施に伴う寄付金は事務局長、募金特別会計寄付金は常務理事までとなっていた。 寄付金の取扱いについては、常務理事決裁に統一した事務手続きとなるよう決裁規程の整備を行われたい。</p> <p>(2) 助成金の事務で適正でないものがあった。 緑の募金活動特別会計において、団体から助成金の実績報告が提出されていたが、その内容確認がされていないものがあった。 実績報告の内容によっては助成金の返還が必要となる場合もあることか</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 森林整備課】</p> <p>寄附金の受入りに係る決裁は事務局長で行っていたが、今後、常務理事の決裁とする。</p> <p>その後、すべての実績報告内容をチェックし事業内容は適正なものと確認した。今後、適切な事務処理に努める。</p>

<p>ら、早急な事務処理に努められたい。</p> <p>未確認の事業報告内訳</p> <p>緑の少年団育成事業活動交付金 21件中4件</p> <p>緑の少年団育成交流大会交付金 7件中4件</p> <p>地域ボランティア活動支援事業 14件中4件</p> <p>「緑の県土づくり」活動支援事業 3件中3件</p> <p>森林づくりボランティア支援事業 11件中2件</p>	
---	--

監 査 対 象 機 関	佐賀県道路公社
監 査 執 行 年 月 日	平成19年10月18日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 入札事務を予算の承認を受ける前に行っているものがあつた。 (料金徴収業務委託4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥栖筑紫野道路料金徴収業務委託(委託先：第一道路サービス(株)) ・三瀬トンネル料金徴収業務委託(委託先：大稲産業(株)) ・厳木多久道路料金徴収業務委託(委託先：第一道路サービス(株)) ・東脊振トンネル料金徴収業務委託(委託先：神埼郡農業協同組合) <p>役員会予算承認日 平成18年3月27日 入札日 平成18年2月1日 契約日 平成18年4月1日</p> <p>(2) 定款の見直しを要するものがあつた。 定款第6条において、副理事長1名を置くこととなっているが、置かれていない。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 道路課】</p> <p>今後の予算執行にあたっては、役員会での予算承認後に行うようにする。 また、必要に応じて債務負担行為による予算措置を行う。</p> <p>平成20年5月に定款の変更を行い、副理事長の必置規定を見直した。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県教育文化振興財団
監 査 執 行 年 月 日	平成19年10月23日・26日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 少年自然の家の利用促進で検討を要するものがあった。</p> <p>少年自然の家の設置目的は、県内の少年の健全育成であるが、県では目標として3施設合計の利用団体数を定めている。しかし、実情は、県外の者や大人の利用も多く、県内の少年の健全育成を達成する上での目標としては妥当でない。</p> <p>このため事業報告書において、利用者数等を報告しているが、県内利用・県外利用の状況分析がない、使用料を免除した者は報告していない、部屋の稼働状況の分析がないなど、少年自然の家の設置目的である、県内の少年の健全育成という観点からの事業報告書の内容とはなっていない。</p> <p>また、管理運営共通業務仕様書に定められている、自己評価の県への報告もなされていない。</p> <p>少年自然の家の本来の利用促進に向け、県と協議して、適正な目標を設定し、事業報告書で確認を行い、改善につなげるという仕組みを作り、利用促進を図りたい。</p> <p>(2) 領収書の発行で適正でないものがあった。</p> <p>領収書の発行は、あらかじめ任命された出納員が行うこととなっていたが、財団法人佐賀県教育文化振興財団理事長名で発行されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 社会教育・文化財課】</p> <p>県と協議し、平成20年度から県内利用・県外利用の状況、使用料を免除した者、自己評価等を報告することとした。</p> <p>各少年自然の家の会計責任者名で領収書を発行することとした。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 1 6 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 諸手当の認定事務で適正でないものがあった。 人件費のうち、扶養手当や住居手当の認定に際しては、所得証明書及び在学証明書等を徴収して確認されたい。</p> <p>(2) 補助金の交付で適正でないものがあった。 県から各種競技大会派遣事業費補助金の交付を受け、国民体育大会に参加する各種競技団体等へ派遣に係る費用の助成を行っているが、協会が助成する規程等がなかった。 速やかに、規程等を整備し、適正な運用を図られたい。</p> <p>(3) 指定管理業務の事業報告に当たり、自己評価が提出されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 体育保健課】</p> <p>扶養手当や住居手当の認定に際しては、従前から所得証明書及び在学証明書等を徴収し認定を行っているところである。 また、確認については、年度当初に全員から口頭による確認を行ってきたところである。 ただし、年度当初の確認時には、変更がある者からは所得証明書及び在学証明書等を徴収し認定変更を行い、変更のない者からは同書類の徴収を行っていない状況である。 監査後（平成 1 9 年 1 1 月）に、職員諸手当調査票により所得証明書及び在学証明書等を添付させ、全員の確認を行ったところである。 今後は、異動時期である毎年度当初に口頭確認を行うとともに、2年に1度は職員諸手当調査票により所得証明書及び在学証明書等を徴収し、確認を行うこととする。 当協会が助成を行う規定につきましては、「国民体育大会（九州ブロック大会を含む）への派遣費支給要領」を策定し、平成 2 0 年度分の派遣費から適用しており、適正運用を図っている。</p> <p>平成 1 8 年度事業報告に関しては、監査後に自己評価を作成し、県へ提出している。 また、平成 1 9 年度報告分からは、事業報告の際に提出している。</p>

<p>(4) 市村記念体育館施設使用料で、現金出納簿への記帳が適正でなかった。</p> <p>(5) 備品の管理で適正でないものがあった。(市村記念体育館) 前年度の監査で現物確認ができなかった備品が台帳にそのまま備品として整理されているものがあった。</p> <p>備品名 吊り輪 数量 1セット 金額 323,700円</p>	<p>これまで、現金出納簿の日付について、通帳入金の日付を記載していましたが、監査後速やかに、現金受領した日付を記載するように改善しました。</p> <p>県体育保健課と協議を行い、備品台帳の整理を行っていただきました。</p>
---	--

監査対象機関	財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター
監査執行年月日	平成19年10月5日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 委任状の取扱いで、適正でないものがあった。 評議員会に欠席した者が提出した委任状には、本人の署名・押印はあったが、評決の賛否や委任者名が記載されていないかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 組織犯罪対策課】 様式の表決意見欄や委任者名が未記載のまま提出されたものがあったため、今後は、確実な記載を依頼するとともに、未記載での提出については、本人に確認することとした。</p>

監査対象機関	学校法人コザリオ幼稚園
監査執行年月日	平成19年8月2日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 給与規程の見直しを要するものがあった。 規程第11条に規定する役付手当の額が定められておらず、支給もされていないかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 こども課】 給与規程の改正を実施。第10条に役付手当額を規定し、平成20年4月より支給することとした。 第10条 役付手当は、職務上責任の重い立場にあるものに対し、次の範囲で管理者が金額を決定の上、支給する。 (1) 園長 月額20,000円～50,000円 (2) 主任 月額10,000円～30,000円</p>

監 査 対 象 機 関	学校法人牛津ルーテル学園（牛津幼稚園）
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 8 月 1 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 園長の給料及び通勤手当の取扱いで規定の整備を要するものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長の勤務実態は、週 3 日であり、また給料は、給料表にない額が支給されており、一般教職員と異なる取扱いになっていた。 ・園長は長崎市内に住所を有し、J R 利用の通勤手当として、月額 50,000 円支給されているが、支給額の根拠が明確でなかった。 <p>(2) 教職員等に対する諸手当の取扱いで適正でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員等に対する通勤手当の支給は、給与規程では、通勤距離を参考にするとになっていたが、内規によって住所地の市町別に定額とされていた。 ・扶養手当の認定に際しては、在学証明書や所得証明書を徴収して認定されたい。 	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 こども課】</p> <p>当該園長は、その勤務実態から一般教員とは異なる兼務教職員として採用し、その給与及び通勤手当額については、平成 1 6 年 3 月 4 日に開催した理事会で決定し、本人の了解も得ているところであった。</p> <p>しかし、書面による雇用契約を締結していなかったことから、今回雇用通知書にて、労働条件を再度双方で確認し、本人に交付した。</p> <p>当該園長は J R を利用し通勤しており、98,150 円 / 月 (定期券利用) が実費としてかかることとなる。</p> <p>勤務実態として、月平均半数が勤務となることから、50,000 円を支給することとなった。なお、このことは平成 1 6 年 3 月 4 日に開催した理事会で決議していたところである。</p> <p>通勤手当については、平成 2 0 年 4 月より給与規則を改定し、通勤距離により支給することとした。</p> <p>平成 1 9 年度分以降について在学証明等により確認した。今後も年度当初に在学証明書等の提出を義務付ける旨、全教職員に徹底した。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 貸付金に係る収入未済額の解消に努力されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付金 平成 1 8 年度末収入未済額 277,933,920 円 ・離婚者支援資金貸付金 平成 1 8 年度末収入未済額 29,095,320 円 	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 地域福祉課】</p> <p>生活福祉資金及び離職者支援資金は、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯及び失業により生計の維持が困難となった世帯のセーフティネットとして、世帯の経済的自立と生活意欲を助長するために大きな役割を果たしているが、その貸付金の未収未済については、改善すべき課題と認識している。</p> <p>今後、関係機関（市町社会福祉協議会及び民生委員等）との連携を強化し、滞納を防止する早期指導や滞納世帯への個別訪問を徹底するなど、収入未済の解消に努めていく。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人誠心会（あいの里・あいの里本庄）
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 7 月 2 3 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 施設が行う入居者の収入認定誤りで、事務費自己負担額の減少により補助金所要額の変更及び事務費自己負担額の返還が生じるものがあった。</p> <p>補助金所要額の計算は、事務費対象経費実支出額と事務費補助基準額を比較していずれか低い額から事務費本人徴収額を差し引いた額を補助することとなっている。</p> <p>誤収入認定額 2,500 千円 月額本人徴収額 12 階層区分 57,000 円 正当収入認定額 2,100 千円 月額本人徴収額 8 階層区分 35,000 円</p> <p style="text-align: right;">過大徴収額 22,000 円</p> <p>なお、対象入所者は、夫婦で入所月</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 長寿社会課】</p> <p>今後、このような事務処理の誤りがないよう指導した。なお、利用者からの過大徴収額については、平成 1 9 年 1 0 月 1 日に返還されている。</p>

が平成 19 年 2 月からのため、補助金所要額の誤り額は 88,000 円(22,000 円× 2 人× 2 ヶ月)で、平成 18 年度の補助金額に影響があり、本人に返還すべきであった。

施設での収入認定に際しては、補助金額及び入所者の自己負担額に多大の影響を及ぼすことから、取扱いをより慎重に行われたい。

監 査 対 象 機 関	社団法人武雄杵島地区医師会(武雄看護学校)
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 8 月 2 3 日
(監査の結果) (1) 規程に定めていない手当が支給されていた。 ア 教務手当 15,000 円/人・月 平成 1 5 年 3 月理事会で承認され、4 月から支給することについて会長決裁済であるが、給与細則の改正がされていなかった。 イ 家族手当 給与細則上は、5,000 円/月であるが、教務 A について、給与細則とは違う額を、会長決裁の上、県医師会職員の扶養手当の額を準用して支給していた。	(措置の内容) 【所管課 医務課】 今回、理事会での承認は受けていながら、給与細則の記載の修正をせず手当を支給していたことの指摘がありましたが、平成 2 0 年 4 月に給与細則の修正を行ったとの報告を受けている。 今後は、給与細則に則り支給するよう指導を行っている。

監 査 対 象 機 関	医療法人財団友朋会
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日
(監査の結果) (1) 諸手当の認定事務で適正でないものがあつた。 扶養手当や住宅手当の認定に際しては、在学証明書や所得証明書等を徴収して確認されたい。	(措置の内容) 【所管課 障害福祉課】 諸手当の認定に際しては、事実を確認できる証明書等を提出させ、事実認定をした上で支給するよう速やかに是正する旨の報告書が平成 2 0 年 4 月 8 日付けで提出された。 平成 2 0 年 9 月 1 1 日嬉野温泉病院

	<p>実地指導時に改善状況を確認した。</p> <p>平成20年度の諸手当の認定に際しては、配偶者1名は所得証明書、学生の子2名は在学証明書にて確認されていた。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	佐賀商工会議所
監 査 執 行 年 月 日	平成19年7月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 家族手当の認定事務で適正でないものがあった。 申請書に所得証明書又は在学証明書の添付のないものや認定者の署名押印がないものがあった。</p> <p>(2) 補助対象経費の算定で適正でないものがあった。 補助対象経費に補助対象外である役職手当が含まれていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>平成17年度、18年度分の所得証明書を添付した。現在平成19年分の所得証明書の提出を求めている。認定者の署名押印は改善した。補助対象職員について、確認資料を伴うものについてはその都度提出させることにしている。</p> <p>俸給及び役職手当を別書きにして報告書を作成し、役職手当については補助対象経費には含めないことにしている。</p> <p>今後は、事務の適正な執行に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	鳥栖商工会議所
監 査 執 行 年 月 日	平成19年7月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象経費の算定で適正でないものがあった。 退職手当積立金の支出で、補助対象外職員(記帳指導職員2名)に係る経費についても補助対象経費として支出されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>補助対象外経費として別科目により処理した。</p> <p>今後は、事務の適正な執行に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	武雄商工会議所
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 7 月 1 3 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 給与規程で見直しを要するものがあった。</p> <p>給与規程第 1 3 条第 2 項において、時間外勤務手当の時間単価の積算根拠が記載されているが、その分母で一週 4 0 時間とすべきところを 4 1 時間としていた。</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>指導を受け、速やかに、適正に処理した。今後は、事務の適正な執行に努める。</p>

監 査 対 象 機 関	鹿島商工会議所
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 7 月 1 7 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 給与規程で見直しを要するものがあった。</p> <p>職員給与規程にない手当(役職加算)が支出されていた。</p> <p>支出額 188,464 円(補助対象額)</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>職員給与規程に新たに役職加算に関する規定を加えた。</p> <p>今後は、この規定を基に支給していくことにしている。</p>

監 査 対 象 機 関	小城商工会議所
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 7 月 1 9 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 退職手当積立金の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>退職手当積立金の支出で、積立すべき額以上の積み立てがなされていた。</p> <p>平成 1 9 年 3 月末積立額 55,105,343 円</p> <p>平成 1 9 年 3 月末積立額必要額 53,866,900 円</p> <p>差引額 1,238,443 円</p> <p>平成 1 8 年度退職手当積立額 2,620,000 円</p> <p>(2) 給与規則で、見直しを要するものがあった。</p> <p>給与規則第 1 2 条第 2 項では、「管理職手当の月額は、当該職員の給料月額の</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>指摘のあった退職手当積立金については、毎年の積立額を調整し、平成 2 2 年度末に適正な積立額になるように計画している。</p> <p>次回の常議員会において、給与細則第 12 条第 2 項を「管理職手当の月額は、会頭が定める額」とする改正案を提案し、規程の整備を行う予定である。</p>

100分の5に相当する額とする」となっているが、定額で支給されていた。

	給料月額	実支給額	5%の額
a	405,900円	20,000円	20,290円
b	285,400円	11,000円	14,270円
c	275,800円	5,000円	13,790円

監査対象機関	有田商工会議所
監査執行年月日	平成19年7月23日
(監査の結果) (1) 時間外勤務手当の支給で適正でないものがあった。 「有田陶器市」期間中における職員の時間外勤務手当については、業務内容が同程度であるとして、積算根拠となる時間単価を従事職員の平均単価を基礎に支給されていた。	(措置の内容) 【所管課 商工課】 「有田陶器市」期間中における職員の時間外勤務手当については、職員の承諾のもと平均単価で支給してまいりました。しかし、労働基準監督署とも協議のうえ、個々の時間単価により支給することとした。 今後は適正な単価を基に支給していくことにしている。

監査対象機関	大和町商工会
監査執行年月日	平成19年7月27日
(監査の結果) (1) 扶養手当の認定事務で適正でないものがあった。 扶養手当の認定に際しては、所得証明書や在学証明書を徴収して確認された。	(措置の内容) 【所管課 商工課】 扶養手当の認定に際しては、所得証明書や在学証明書などの認定に必要な書類を徴収して確認するようにした。

監 査 対 象 機 関	大町町商工会
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 8 月 3 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 扶養手当の認定事務で適正でないものがあつた。 扶養手当の認定に際しては、所得証明書や在学証明書を徴収して確認されたい。</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 商工課】 扶養手当の認定に際しては、所得証明書や在学証明書などの認定に必要な書類を徴収して確認するようにした。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県ヨット連盟（佐賀県ヨットハーバー）
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 2 3 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 給与規程で整備を要するものがあつた。 通勤手当の定めがないままに、通勤手当が支給されていた。</p> <p>(2) 団体の代表である会長が選任されていない。 平成 1 8 年 1 月 から会長不在で、副会長を会長代行としている。速やかに会長を選出されたい。</p> <p>(3) 平成 1 8 年度協定締結の際に備品一覧表が体育保健課から指定管理者に送付されず、指定管理者も確認していない。 備品管理を徹底されたい。</p> <p>(4) 施設使用許可及び使用料徴収等に関し改善・検討を要するものがあつた。 施設使用許可は、管理運営業務仕様書により指定管理者が行うことになっているが、申請書様式は申請先が教育長宛になっており、許可権者も教育長になっていた。</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 体育保健課】 「佐賀県ヨット連盟給与規程」では通勤手当に関する規定はない。 平成 2 0 年 5 月、「佐賀県ヨット連盟給与規程」に通勤手当に関する規定を整備した。</p> <p>平成 2 0 年度理事会において会長の選出をした。</p> <p>平成 1 9 年 1 0 月 3 0 日現在で備品一覧表の送付を受けた。 今後は十分注意して、適正管理に努める。</p> <p>指導後は速やかに改善した。</p>

<p>(5) 施設の管理で適正でないものがあった。 施設内全体(食堂を含め)に私物が多数散乱しており、また、ボイラー付近には干し物が多数あるなど危険な状態であり、管理が適正でなかった。</p>	<p>監査後、直ちに施設内の私物を撤去し、ボイラー室・ロッカー室・脱衣室・食堂等を整理し、施設全体の適正な管理を行っている。</p>
--	--

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>社団法人佐賀県部落解放推進協議会(佐賀県解放会館)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成19年7月10日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 会計処理で適正でないものがあった。 協議会の財務規程第4条で会計処理は、複式簿記で処理することとなっているが、単式簿記での会計処理がなされていた。平成20年度から新公益法人会計基準に移行が必要なことから、早急に複式簿記の導入に努められたい。</p> <p>(2) 委託費の支払いで適正でないものがあった。 地下タンク漏洩検査を平成18年3月に実施したが、平成17年度予算の都合が見つからない事を理由に平成18年度予算で4月に支出していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 人権・同和対策課】 複式簿記による会計処理の導入に向けて、職員の研修を含め準備を行うよう団体を指導した。</p> <p>年度内に支出の原因のある支払については、当該年度予算で行うよう団体を指導した。</p>

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会(佐賀婦人寮)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成19年10月18日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 会計事務で適正でないものがあった。 寮の運営に係る県への措置費の請求(領収)を寮長が行っているが、その根拠が指定管理者である佐賀県社会福祉協議会の経理規程等に明確に規定されていないなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 母子保健福祉課】 佐賀県社会福祉協議会では、経理規程に基づき寮の会計責任者として寮長を任命し経理事務を執行させているが、ご指摘を踏まえ経理規程を精査し、問題点を改善する。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（佐賀向陽園）
監 査 執 行 年 月 日	平成 19 年 10 月 29 日
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）財産の管理で不適切なものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理させている県備品の中で、現物の確認ができないものがあつた。 トランシーバー 1 台 ・佐賀県立養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の管理運営に関する協定書第 11 条第 1 項の規定により、社会福祉協議会が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳にその旨記載するとともに、その帰属は県のものとするときされている。 <p>しかし、社会福祉協議会は、平成 18 年度に購入した備品等についてその手続をとっておらず、備品等は社会福祉協議会の帰属となっている。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 長寿社会課】</p> <p>監査時において確認することができなかったトランシーバーについては、後日、現物を確認した。</p> <p>佐賀県社会福祉協議会では、措置費等を財源として設置した構築物、改修した施設及び購入した物品について、「社会福祉法人会計基準（平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号）以下「会計基準」という」に基づき会計処理がなされているために財産目録及び貸借対照表等に資産として計上されているが、これらの資産は、委託業務により生じたものであり最終的な所有権は県に帰属している。</p> <p>このため、当該資産については、会計基準に基づき佐賀県社会福祉協議会が作成する固定資産管理台帳等により管理することとし、備考欄等に所有権は佐賀県である旨を記載することとする。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（伊万里向陽園）
監 査 執 行 年 月 日	平成 19 年 11 月 2 日
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）財産の管理で不適切なものがあつた。</p> <p>佐賀県立養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の管理運営に関する協定書第 11 条第 1 項の規定により、社会福祉協議会が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 長寿社会課】</p> <p>佐賀県社会福祉協議会では、措置費等を財源として設置した構築物、改修した施設及び購入した物品について、「社会福祉法人会計基準（平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号）以下「会計基準」という」に基づき会計処理がなさ</p>

<p>にその旨記載するとともに、その帰属は県のものとするとされている。</p> <p>しかし、社会福祉協議会は、平成18年度に購入した備品等についてその手続をとっておらず、備品等は社会福祉協議会の帰属となっている。</p>	<p>れているために財産目録及び貸借対照表等に資産として計上されているが、これらの資産は、委託業務により生じたものであり最終的な所有権は県に帰属している。</p> <p>このため、当該資産については、会計基準に基づき佐賀県社会福祉協議会が作成する固定資産管理台帳等により管理することとし、備考欄等に所有権は佐賀県である旨を記載することとする。</p>
---	---

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>社会福祉法人佐賀ライトハウス（佐賀県立点字図書館）</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成19年10月26日</p>
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）指定管理者が行うべき備品管理業務で県に報告されていないものがあった。</p> <p>佐賀県立点字図書館管理運營業務仕様書第2の管理基準によれば、県から無償貸与されている巡回用車両の自動車保険については、指定管理者が一定条件以上の内容で加入し、保険証の写しを県に提出するようになっているが提出されていなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 障害福祉課】</p> <p>指摘があった後、直ちに障害福祉課へ提出した。</p>

監 査 対 象 機 関	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク（佐賀県難病相談・支援センター）
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 1 月 2 日
（監査の結果） （ 1 ）会計処理で適正でないものがあった。 指定管理に係る会計については、佐賀県難病相談・支援センター会計処理規程第 3 条の規定のとおり特別会計として整理されたい。	（措置の内容） 【所管課 健康増進課】 平成 2 0 年度からは、佐賀県難病支援ネットワークの会計の中で、指定管理に係る分の会計がわかるように、関係書類を作成することにしている。

監 査 対 象 機 関	財団法人スマイルアース（佐賀県立二十一世紀県民の森）
監 査 執 行 年 月 日	平成 1 9 年 1 1 月 2 日
（監査の結果） （ 1 ）経理規程等が整備されていなかった。 経理に関する規程、文書に関する規程が整備されていないので、早急に整備されたい。 （ 2 ）自己評価が実施されていなかった。 管理運営業務仕様書により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、その結果については県に報告することとなっているが、実施されていなかった。	（措置の内容） 【所管課 森林整備課】 経理に関する規程、文書に関する規程については、平成 2 0 年 9 月理事会の議案として提出承認後、運用する予定である。 自己評価を実施し、森林整備課へ提出した。

2 - 2 各所管課に対するもの

（出資団体関係）

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
所 管 課	男女共同参画課、社会教育・文化財課
（監査の結果） （ 1 ）行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収で、検討を要するものがあった。 自動販売機の設置許可がなされ、使用料については佐賀県行政財産使用料条例第 5 条第 4 号「その他知事が使用料を徴収することを不相当と認めたと	（措置の内容） 自動販売機の設置については、他の指定管理者施設においても同様の取扱いをしているところであり、統一的な取扱いが必要と考えるため、現在用度管財課と協議中である。

<p>き」を適用して免除されている。</p> <p>しかしながら、平成18年度から公の施設の管理については、指定管理者制度に移行したことから、適正な使用料を徴収すべきである。</p> <p>(2) 協定書の内容で適正でないものがあった。</p> <p>平成18年度協定書の変更(管理委託料の増額)がなされていたが、業務仕様書の変更(増額に対応する業務内容の追加)がなされていなかった。</p>	<p>今後、このようなことがないように対応していくことにしている。</p>
--	---------------------------------------

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域産業支援センター
所 管 課	新産業課、商工課、雇用労働課
<p>(監査の結果)</p> <p>【地域産業支援センター関係】</p> <p>(1) 運営費補助金の実績報告書の審査が不十分であった。</p> <p>経費の区分間を(人件費と事務費)変更する場合は、知事の承認を受けなければならないが、受けないままに実績報告書が提出されていた。</p> <p>(2) 会計処理で適正でないものがあった。</p> <p>指定管理に係る経理は、特別会計として区分するよう指導されたい。</p> <p>(3) 事業報告書の報告内容で検討を要するものがあった。</p> <p>事業報告書のうち、「管理運営業務の実施状況」については、管理運営費の支出状況を実施状況報告として報告されているが、管理業務の具体的内容を報告させるなど、今後の管理運営の参考になるよう報告内容を指定管理者と協議・検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成18年度財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金において、知事の承認を受けず、事務費区分から人件費区分に2,341円の補助金の流用が行われていた。</p> <p>今後、このようなことがないように、補助金交付要綱等を遵守するとともに、事務処理に厳格を期すよう指導する。</p> <p>指定管理に係る経理は、他の会計と区分し適正な管理が行われている。よって、特別会計とする必要性はないと考える。</p> <p>指定管理者と協議し、平成19年度管理運営業務事業報告書から、管理業務の内容を添付し報告させることとした。</p>

【九州シンクロトン光研究センター関係】

(1) 公募期間が短く、周知期間、事業計画書の作成期間としても不適正であった。

公募期間が平成15年10月10日から24日までと短期間である。周知期間としても、事業計画書を作成する期間としても不適正であった。

(2) 指定管理に係る各種の提出書類の審査が不十分であった。

指定管理者からの事業計画書、事業報告書、収支計算書に指定管理業務でないもの(県からの別途の委託事業)が含まれていた。

本県における初めての指定管理者制度導入事案であり、前例もなく、どの程度の期間が適当という目安がなかったため、一般的な入札等の募集期間と比較して設定していた。

なお、当施設が放射線を扱う特殊な施設であるため、指定期間は「施設廃止の日まで」としており、基本的に指定管理者の変更は想定していないが、今後、特別な事情により指定管理者が変更になる場合は、公募期間、周知期間、事業計画書の作成期間を十分に考慮したい。

指定管理者と協議し、平成19年度の事業報告書から指定管理業務以外の業務を除くものについて、報告することとした。

監 査 対 象 機 関	佐賀県土地開発公社
所 管 課	土 地 対 策 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 公社保有地の処分計画について 県土地開発公社が保有している旧神埼工業団地については、県において土地利用及び処分方針を早急に立てるとともに、旧神埼工業団地内にある未買収地についても、買収の可否を含め検討されたい。</p> <p>(2) 公社の存続について 県の外郭団体見直し計画の中で、県土地開発公社についても見直し計画を策定するようになっているが、未だに結論が出されていないので、関係各機関と協議のうえ、速やかに結論を出されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>神埼工業団地の利活用については、開発を依頼した関係本部に利活用の検討を依頼中である。なお、未買収地についても今後の利活用により左右される可能性があるため検討保留中である。</p> <p>関係本部と土地開発公社のあり方について検討を進めているところである。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県道路公社
所 管 課	道 路 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 不採算路線の改善で、抜本的な改善の検討を要するものがあった。</p> <p> 厳木多久道路は、不採算路線となっており、用地は4車線分確保しているが、通行台数、通行料金とも計画を大きく下回っており、平成15、16年度に計画していた4車線化を行えず、暫定2車線のままであり、不採算路線となっており、これが道路公社全体の収支を悪化させる原因となっている。</p> <p> 今後改善の見込みは立たず、道路公社単独での経営努力、経費削減で解消できる問題ではなくなりつつある。</p> <p> 県主導による抜本的な対策を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p> 県としても厳木多久道路の不採算は道路公社経営を悪化させている大きな要因であると認識している。</p> <p> 今後大きな交通量の伸びは期待できないことから、道路公社と協議しながら、県としてどのような支援ができるかなど、経営の改善策について検討する。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県教育文化振興財団
所 管 課	社 会 教 育 ・ 文 化 財 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 少年自然の家の利用促進で検討を要するものがあった。</p> <p> 少年自然の家の設置目的は、県内の少年の健全育成であるが、県では目標として3施設合計の利用団体数を定めている。しかし、実情は、県外の者や大人の利用も多く、県内の少年の健全育成を達成する上での目標としては妥当でない。</p> <p> このため事業報告書において、利用者数等を報告しているが、県内利用・県外利用の状況分析がない、使用料を免除した者は報告していない、部屋の稼働状況の分析がないなど、少年自然の家の設置目的である、県内の少年の健全育成という観点からの事業報告書の内容とはなっていない。</p> <p> また、管理運営共通業務仕様書に定められている、自己評価の県への報告もな</p>	<p>(措置の内容)</p> <p> 少年自然の家の利用促進については、県有財産の有効活用を推進するという考えから、利用団体数を目標として設定している。</p> <p> 実際の利用受付にあたっては、まずは県内の小・中学校、高校からの利用申し込みを受け付けた後に、利用申し込みがなかった期間について県内外のいろいろな団体からの申し込みを受け付けるという方策を講じており、県内の小・中学校、高校の利用を阻害することにはなっていないと考えている。</p> <p> なお、指定管理者と協議し平成20年度から県内・県外別利用の状況等の報告を提出させることとした。</p> <p> これまでも四半期ごとに開催している少年自然の家運営会議において、どのような取組を行ったか、そしてその成果に</p>

されていない。

少年自然の家の本来の利用促進に向け、指定管理者と協議して、適正な目標を設定し、事業報告書で確認を行い、改善につなげるという仕組みを作り、利用促進を図られたい。

(2) 利用料金制の導入について検討されたい。

波戸岬少年自然の家の施設として、研修室3室、実習室(60人)、和室2室(15畳、12畳)、オリエンテーション室、体育館、環境学習施設等が整備されているが、これらの利用に対する施設使用料が規定されておらず、施設使用料は、宿泊料(大人210円、子供100円)のみとなっており、県に納入することとなっている。

このため、指定管理者が利活用を促進し、施設の利用者が増加しても光熱水費等も増加し、管理費も増加することから、指定管理者としてはメリットとはなっていない。

今後、宿泊料及び施設の利用について利用料金制を導入し、指定管理者の創意工夫を生かしたやりがいのある方法となるよう検討されたい。

ついてモニタリングとして具体的な報告を求め、効果的な利用拡大の取組について協議してきたが、さらに県内の少年の利用促進につなげていきたい。

利用料金制については、平成21年度から導入する方向で公募を行っている。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会
所 管 課	体 育 保 健 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で見直しが必要なものがあつた。</p> <p>各種競技大会派遣事業費補助金交付要綱第4条で規定する補助金交付の条件として、佐賀県体育協会が各種競技団体等への助成事業を行う場合には、佐賀県体育協会は、県が付した交付の条件と同様の条件を付すべきことが、明記されていない。</p> <p>(2) 指定管理業務の事業報告に当たり、</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成20年5月12日に補助金交付要綱を一部改正のうえ、平成20年度分補助金の交付決定から措置済である。</p> <p>自己評価は、モニタリングのまとめ</p>

<p>自己評価を提出させていなかった。</p> <p>(3) 備品の管理で適正でないものがあった。(市村記念体育館)</p> <p>前年度の監査で現物確認ができなかった備品が台帳にそのまま備品として整理されているものがあった。</p> <p>備品名 吊り輪 数量 1セット 金額 323,700円</p>	<p>として事業報告書に盛り込んであるが、その結果をもとにした結果については、報告されていなかった。平成19年度の事業報告で提出されている。</p> <p>吊り輪については、速やかに亡失届に基づく処理を行う予定である。</p>
--	---

監 査 対 象 機 関	佐賀ターミナルビル株式会社
所 管 課	空 港 ・ 交 通 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 貸付事務の執行で適正でないものがあった。</p> <p>県から貸し付けられる限度額の通知が遅れ、貸付申請書の提出や貸付決定通知も工事完了後の処理となっていた。県は、当初予算において貸し付けることを決定しているので、貸付限度額は年度の早期に通知するよう改められたい。</p> <p>工事名 吸収式冷温水発生器定期分解整備工事</p> <p>工事請負契約日 平成18年11月1日</p> <p>工期 平成18年11月1日 ~平成19年1月31日 (1月12日完了)</p> <p>貸付限度額通知日 平成19年1月8日</p> <p>申請書提出日 平成19年1月23日</p> <p>貸付決定通知日 平成19年2月6日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>限度額の通知については、予算成立後速やかに通知するように改めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度 平成19年7月19日付け通知(6月補正予算成立後) ・平成20年度 平成20年4月17日付け通知

(補助金等交付団体関係)

監 査 対 象 機 関	学校法人耕心学園（伊万里幼稚園）ほか 74団体
所 管 課	こ ども 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象経費の支出根拠となる諸規程の取扱いについて指導を要するものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付団体の中には、補助対象経費である職員給与費の支出根拠となる諸規程の整備・見直しが必要な団体があった。 運営費等で事業費に計上する補助対象経費の範囲について、補助対象外の経費も含めている団体が見られた。 	<p>(措置の内容)</p> <p>所管課であるこども課では、監査結果を受けて、平成20年度より幼稚園を設置する全ての学校法人・社会福祉法人に対し監査を実施し、補助金の執行状況について随時確認を行っているところである。</p> <p>その際、給与規程等の諸規程の整備・見直しについては重点的な指導を行っている。</p> <p>本年度より実施している監査を通して各補助事業者の支出の実態を把握し、事業費として適切でないものについては補助対象外経費として整理するよう指導している。</p> <p>また、幼稚園運営と関連の薄い支出については、その適否について再度検討するよう依頼しているところである。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人慈光会ほか1団体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金申請等事務や補助事業執行の審査及び補助金交付要綱等関係規程の整備で適正でないものがあった。</p> <p>交付申請書の対象経費の記入誤りや実績報告書の様式間違いなど、補助金交付事務に係る審査が不十分なものがあった。</p> <p>また、執行に際して、県への報告書類（入札結果、工事着手届、工事進捗状況報告）で提出日の日付のないものや、事業完了の遅れに関する「知事への報告」が電話で済まされるなど不適切な事務がなされていた。補助事業の</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱については、県への報告様式に提出日の欄を設けるとともに、記入誤りは差し替え指導を徹底し、知事への報告に当たっては文書を徴求するなど、補助金審査事務を適切に行っていく。</p>

<p>執行について指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金の額の確定で適正でないものがあった。</p> <p>平成19年6月12日付けで額の確定を行っていた。</p>	<p>補助金額の確定事務については、出納整理期間を含む交付年度内での速やかな処理に努める。</p>
--	---

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人誠心会ほか22団体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金で額の確定が遅れているものがあった。</p> <p>当補助金は、翌年度に精算交付をする規定がなく、額の確定が補助金の交付年度後(出納整理期間を含む)になされると、補助金額に不足が生じても追加交付することができない。</p> <p>額の確定は、補助金の追加交付決定をするか、補助金の一部取消(減額決定)をするか、あるいは当初の交付決定を変更しない旨のいずれかの意思表示を行うものであるから、速やかに(遅くとも出納整理期間末までに)行うべきものである。</p> <p>補助金の額の確定については、交付年度中(出納整理期間を含む)の確定行為に努められたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金の額の確定については、出納整理期間を含む交付年度内での速やかな処理を行っていく。</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人武雄杵島地区医師会ほか6団体
所 管 課	医 務 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱で定める対象経費の範囲及び取扱方法で適正でないものがあった。</p> <p>総事業費に計上する経費の範囲(退職給与積立金)や総事業費から控除する寄付金その他の収入に計上する収入の範囲が、交付要綱等に明記されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>対象経費の範囲及び取扱方法については、その基準となる「平成11年6月16日看第26号厚生労働省健康政策局看護課長通知」を参考に、平成20年度交付要綱から明記することとする。</p>

<p>た。</p> <p>補助金交付要綱等を整備し、その周知徹底を図りたい。</p>	
--	--

監 査 対 象 機 関	医療法人財団友朋会ほか 5 団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金の交付決定時期で検討を要するものがあった。</p> <p>当補助事業は、施設の運営費(主に人件費)を対象経費とした補助制度であり、年度当初から経費の支払いが生じるものである。</p> <p>しかしながら、この補助事業が、国の補助を受けていることから、国からの交付決定(翌年3月)通知後に県の補助金交付決定がなされているため、補助金の交付が遅れている。</p> <p>補助事業を効果的に機能させ、補助事業者の負担軽減を図るうえからも、国の交付決定を待たずに、補助金交付予定額のうち県費相当額の交付決定を行い、補助金の早期支払いができるよう検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成20年度は、国の内示をもって、県費相当額の交付を行う予定である。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀商工会議所ほか 38 団体
所 管 課	商 工 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱の見直しが必要なものがあった。</p> <p>当補助金交付要綱では、職員設置費で補助対象職員の範囲を規定し、記帳指導職員の人件費については補助対象外経費とされている。この事業は平成17年度まで国の補助事業であり、長年、運用で補助対象外職員である記帳指導職員の人件費も、事業費で補助対象経費として認めてきている。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>記帳指導職員の人件費については、補助金交付要綱において、対象経費について明記するとともに、補助金検査等の際に、俸給や各種手当など対象となる経費について各団体統一的な取扱いとなるよう指導した。</p> <p>今後とも、補助金の適切な執行を行うとともに、補助金交付団体に対する指導の徹底に努める。</p>

しかしながら、平成18年度にこの事業が県単独補助制度へ移行したにもかかわらず、従来の運用による取扱いが行われていた。

補助金交付要綱に対象経費の範囲を明記するとともに、その取扱い方法についての見直しを行い、補助金交付団体に対する指導の徹底と周知を図られたい。

監 査 対 象 機 関	白石土地改良区ほか4団体
所 管 課	農 地 整 備 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱の見直しが必要なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱によると、新農業水利システム保全計画策定事業は、今後10年間の水利システム(水門、ポンプ等)の保全計画(改修等の計画)を策定するというものであるが、監査の結果、3年間かけて既存の水利システムの位置図、施設内容等を電子化して地図情報化し、その作業と並行して計画策定することとされていた。</p> <p>地図情報化した上で計画策定しようとするものであり、地図情報化に要する経費が大半であるにもかかわらず、補助金交付要綱上、地図情報化に要する経費が補助対象とはなっていない。</p> <p>本来、地図情報化は、業務のIT(情報技術)化が必要であれば、計画策定とは別に、対象事業として設けるべきものである。全額国庫補助であり、国が認めているということではあるが、補助金交付要綱に明記されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>新農業水利システム保全対策事業は、国庫補助事業であるため、対象経費については国の実施要綱に準じて補助金交付要綱を整理している。</p> <p>農業水利システム保全計画策定事業の実施内容(地図情報化等)については、国実施要綱に規定されている内容を踏まえ、執務参考資料や国への採択申請・予算要求時の協議により、対象経費として認められているものである。</p> <p>このようなことから、対象経費の詳細な内容を明記した「佐賀県新農業水利システム保全対策事業補助金交付要綱の補助対象経費の取り扱いについて」を実施団体へ通知し、農業水利システム保全計画策定事業の補助対象経費について明確にする予定である。</p>

監 査 対 象 機 関	唐津農業協同組合ほか13団体
所 管 課	生 産 者 支 援 課
(監 査 の 結 果)	(措 置 の 内 容)
<p>(1) 利子補給金交付要綱の見直しが必要なものがあった。</p> <p>佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱が平成18年度に改正され、第2条の表が削除されているにもかかわらず、同要綱の様式第2号の注2の中で、「第2条の表の第5号に掲げる資金」などと、記載されていた。</p> <p>規定の整備を行われたい。</p>	<p>要綱の様式第2号の注2について、第2条の表から引用していた資金の区分を、農業近代化資金融通法施行令第20条の表から引用するよう平成19年12月5日に要綱を改正した。</p>

(指 定 管 理 者 関 係)

監 査 対 象 機 関	佐賀県ヨット連盟(佐賀県ヨットハーバー)
所 管 課	体 育 保 健 課
(監 査 の 結 果)	(措 置 の 内 容)
<p>(1) 施設に係る備品一覧表が指定管理者に送付されていなかった。</p> <p>平成18年度協定締結の際に備品一覧表が県から指定管理者に送付されていなかった。備品管理を徹底されたい。</p> <p>(2) 施設使用許可で適正でないものがあった。</p> <p>施設使用許可は、管理運営業務仕様書で指定管理者が行うこととなっているが、許可権者は以前の教育長のままとなっていた。</p> <p>(3) 給与規程の整備が必要なものがあった。</p> <p>補助対象経費の支出根拠となる給与規程で、通勤手当に関する定めが整備されていなかった。補助団体の指導を徹底されたい。</p> <p>(4) 補助金交付要綱で見直し検討が必要なものがあった。</p> <p>補助目的は、海洋スポーツの普及振興を図るため、県ヨットハーバーにおいて指導業務に従事する職員に対する補助であるが、補助対象職員が補助期</p>	<p>平成19年11月16日付けにより、平成19年10月30日現在の備品一覧表を送付のうえ、適正な管理を依頼した。</p> <p>監査後、直ちに速やかな改善を指導した。</p> <p>監査後、直ちに「佐賀県ヨット連盟給与規程」の整備を指導した。</p> <p>当該事例については、海洋スポーツの普及振興策の一環として、補助対象職員が高度な技能の取得及び指導員へのその還元のため、職場を離れて海外へ遠征するもので補助目的に合致するものであると認識しているが、補助金交付要</p>

<p>間内に、海外遠征のため、職場を離れて業務に従事していない期間があった。</p>	<p>綱の規定の表現の仕方について検討をすることとする。</p>
--	----------------------------------

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>社団法人佐賀県部落解放推進協議会（佐賀県解放会館）</p>
<p>所 管 課</p>	<p>人 権 ・ 同 和 対 策 課</p>
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）実績報告書の審査で不十分なものがあつた。</p> <p>指定管理事業の実績として、協議会から次のとおり報告されているが、事業は、会館を活用したものでなければならず、よつて、の事業は指定管理事業ではなく、団体の自主事業である。</p> <p>このように県は、実績報告書を精査していない。</p> <p>同和問題県民対象研修会（７月２５日、解放会館）</p> <p>同和問題集中講座（８月２９日、解放会館）</p> <p>差別の現実に学ぶ研修会（１０月２６日、解放会館）</p> <p>同和問題市町講座（７月２１日～３月２０日、各市町会場）</p> <p>同和問題地区別研修講座（１月１５日～２月６日、各地区会場）</p> <p>（２）基本協定書に基づく事業報告書の提出が遅れていた。</p> <p>年度終了後、事業報告書の提出期限は、基本協定書第１６条において次のとおり定められている。</p> <p>一方、平成１８年度業務仕様書においては、いずれも６月末日までと定められており、矛盾している。整合性を図るよう規定を整備されたい。</p> <p>なお、すべて６月１３日付で提出さ</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>、の事業については団体の自主事業であると考えられるので、指定管理事業と区別して取扱うよう団体を指導した。</p> <p>また、平成１９年度報告書について、指定管理事業に該当する事業を精査し、平成２０年４月１０日確認した。</p> <p>及びの報告については速やかに提出するよう団体に指導を行った。</p> <p>その結果、平成１９年度実績報告書の、及びの書類については平成２０年４月７日に提出された。</p> <p>なお、平成１８年度業務仕様書においては、自己評価の結果について年度終了後３ヶ月以内に提出することとしており、からまでについては基本協定に定められている期限のとおりに提</p>

れていた。

管理運営業務の実施状況
年度終了後速やかに
会館の利用状況
年度終了後速やかに
利用料金の収入の実績
年度終了後3月以内
管理運営業務に要する経費の収支
決算
年度終了後3月以内

(3) 利用促進についての方針で検討を要するものがあった。

解放会館の設置の目的からすると、指定管理者は、主催事業を始めとした同和問題に関する行事を中心に、会館の利用促進を図るべきである。一方、施設の利用料金表では、同和問題以外の行事も利用が想定されていることから、空いた日においては、広く利用されるよう、PRすべきかとも考える。この点について協定書、業務仕様書において定めがなく、指定管理者は対応に苦慮している。県においては、解放会館の利用をどのように図っていくのか、その中で、同和問題以外の行事による利用の範囲をどこまで認めるのか、どうPRしていくのか等の方針を明確にして、指定管理者に示されたい。

(4) 物品の管理で、適切でないものがあった。

平成18年度に整備されたAEDが、備品として管理されていなかった。

県で購入され、現物は解放会館に設置されていたが、県と協議会との管理運営に関する協定書第6条に定める管理物件として備品台帳に記載されていなかった。

また、備品台帳に記載されている備品で、他団体で使用されているものがあった。

- ・ 両袖机 1
- ・ 応接セット 1

出されるべきものと考えている。

解放会館は、同和問題に関し、県民の理解と認識を深めてその解決を図り、併せて広く県民福祉の向上に資するため設置されている。

この設置目的から、営利目的の利用については不適切であると考えているが、同和問題に関する行事のほか、一般の研修会や会議をはじめ、各種文化行事については利用を促進したいと考えており、特に唐津市内の文化団体等にPRしていきたい。指定管理者へ平成20年6月30日にこの旨を説明した。

AED(自動体外式除細動器)については平成19年7月20日付けで指定管理者あてに管理備品の追加の通知を行った。

また、他団体で使用している備品については平成20年4月1日付けで県有物品使用貸借契約書を締結し、貸付手続きを行った。

他団体に貸付している備品については、県において早急に備品の貸付手続きを行われたい。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（佐賀向陽園・伊万里向陽園）
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）財産の管理で不適切なものがあつた。 管理させている県備品の中で、現物の確認できないものがあつた。 トランシーバー 1 台</p> <p>（２）施設を民間譲渡する際の純資産額の取扱いを検討されたい。 （佐賀向陽園分） 平成 18 年度末純資産額 78,767,914 円 内訳 次期繰越金 73,067,914 円 その他積立金 5,700,000 円 （伊万里向陽園分） 平成 18 年度末純資産額 77,508,302 円 内訳 次期繰越金 68,408,302 円 その他積立金 9,100,000 円</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>監査時において確認することができなかったトランシーバーについては、後日、佐賀向陽園において現物を確認した。</p> <p>佐賀県社会福祉協議会では、措置費等を財源として設置した構築物、改修した施設及び購入した物品について、「社会福祉法人会計基準（平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号）以下「会計基準」という」に基づき会計処理がなされているために財産目録及び貸借対照表等に資産として計上されているが、これらの資産は、委託業務により生じたものであり最終的な所有権は県に帰属している。</p> <p>このため、当該資産については、会計基準に基づき佐賀県社会福祉協議会が作成する固定資産管理台帳等により管理することとし、備考欄等に所有権は佐賀県である旨を記載することとする。</p> <p>また、「佐賀県立養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の管理運営に関する協定書」第 6 条の規定により、佐賀県社会福祉協議会に管理させる土地、建物及び工作物については、財産台帳の写しを、また、備品については、県の備品台帳に準じて作成した一覧表を佐賀県社会福祉協議会へ交付する</p>

	<p>こととする。</p> <p>なお、措置費による設備改修を行なう場合には、事前に書面での手続を行なっていく。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀ライトハウス（佐賀県立点字図書館）
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）備品管理業務で適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県立点字図書館管理運営業務仕様書第２の管理基準によれば、県から無償貸与されている巡回用車両の自動車保険については、指定管理者が一定条件以上の内容で加入し、保険証の写しを県に提出するようになっているが提出されていなかった。また、県も提出要求をしていなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>保険証の写しを提出するように指示し、直ちに提出がなされた。</p>

監 査 対 象 機 関	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク（佐賀県難病相談・支援センター）
所 管 課	健 康 増 進 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）指定管理者の公募に際し、業務仕様書を作成していなかった。</p> <p>平成１６年度から平成１８年度まで、県は指定管理者として行うべき業務について、業務仕様書を作成せず、指定管理者の事業計画に基づく管理運営に任せしており、県としての主体性がない。</p> <p>（２）指定管理業務の範囲・内容・運営組織について、検討を要するものがあった。</p> <p>平成１９年度から、県は業務を限定して経費を削減し、人件費を１名分と</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>２回目の公募である平成１９年度からは業務仕様書を作成している。また、難病相談・支援センターには機会をとらえて出向くようにして、業務内容や遂行状況について確認、指導を行っている。</p> <p>現在、難病相談・支援センターについては、センターの運営に関する業務、センターの利用に関する業務、センターの維持・管理に関する業務</p>

している。

1名分の人件費で施設の維持管理と十分な相談支援業務が行え、公の施設の設置目的が達成できるかを検証されたい。

(3) 施設利用に関し、利用料金制の導入を検討されたい。

施設としては、地域交流活動室、研修室、談話室、会議室が整備されているが、県条例では施設使用料については管理規則で徴収しないとなっている。施設の有効活用と指定管理者の自主事業への支援策となるよう、利用料金制の導入について検討されたい。

について指定管理者に、年間5,223千円で委託している。

主な内訳は、人件費3,761千円と活動費1,462千円。

指定管理業務のうち、大部分を占める相談業務は、1日当たり4,5件であり、一方、管理業務については常時発生する業務ではないことから、積算の人件費で設置目的は達成できると考えている。

なお、現在、3名体制(1名常勤、2名非常勤)をとっており、指定管理者の委託業務に併せてそれ以外の難病支援(NPO法人の業務)にも従事し、設置目的を充実させる形になっている。

現在、施設を利用しているのは難病患者会等であり、患者会等からの利用料金の徴収はセンターの運営目的から難しいが、患者会等以外の利用について、利用料金制の導入を検討したい。

監 査 対 象 機 関	佐賀県総合射撃推進協会(佐賀県射撃研修センター)
所 管 課	生 産 者 支 援 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 公の施設の利用状況で検証を要するものがあつた。</p> <p>県外の者の利用が大半という状況であつた。公の施設の設置目的に照らし、これでよいのか検証されたい。</p> <p>そのうえで、県の施設として存続するのであれば、設置目的を達成するための目標と目標達成のための利用方針等について、指定管理者と協議して作成され</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成19年度のライフル・クレー射撃を目的とした利用者数の状況は、県内延べ1,033人(48%)、県外延べ1,120人(52%)となっている。</p> <p>この県内利用者の状況をみると、狩猟者が2/3を占めており、有害鳥獣による農作物の被害防止や狩猟、有害鳥獣捕獲実施時における事故防止など、本県狩猟行政の遂行において大きな役割を果たしている。</p>

たい。

また、利用料金制となっておらず、利用者の増加が指定管理者のメリットとなり得ていない。指定管理者のインセンティブの働く仕組みを検討されたい。

また、設置目的を達成するためには、特に狩猟者が所属する団体の利用増進が大事であるため、2月26日に指定管理者と協議を行ったところ

- ・指定管理者が猟友会の会員を中心とした射撃大会の開催
- ・指定管理者が発起人となり、猟友会員による射撃クラブの設立

などを平成20年度の事業として計画されたところである。

一方、所管課では、猟友会役員会、総会、狩猟免許更新講習会などあらゆる機会を通じて、施設利用を呼びかけているところである。

また、利用料金制度は、平成21年度からの指定管理者の募集に当たり導入することとしている。

監 査 対 象 機 関	マベック・松尾建設共同企業体、佐賀県住宅供給公社（県営住宅）
所 管 課	建 築 住 宅 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）県が業務仕様書で示した業務のうち、防火管理者としての業務実施で不適切なものがあった。</p> <p>消防法に基づき、1棟あたりの収容人員が50人以上の県営住宅については、防火管理者及び消防計画を定めて消防署長に届け出るとともに、消防計画を実施することが義務づけられている。</p> <p>指定管理者は、防火管理者の選任は行ったものの、消防計画の作成等は未実施であった。</p> <p>原因は、指定管理者は県営住宅である以上、既に、県で消防計画は作成済みと思っていたものの、作成されていなかったことによる。</p> <p>県において、早急に消防計画案を作成し、指導されたい。</p> <p>（2）家賃未納者に対する指導コストの指定管理者経費の算定について検討を要するものがあった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>消防計画案の作成について関係消防署の指導を受けたところ、消防用設備等の点検整備に関する事項を含めた消防計画を作成し、消防署への消防設備等の保守点検結果報告が必要とのことであった。</p> <p>このため、平成21年度からの指定管理者の業務には、消防設備等の保守点検業務を加え、当課において消防計画案を作成し、防火管理者としての業務実施が適切なものとなるよう指導する。</p> <p>住宅使用料の収納事務委託は、指定管理者と委託契約しているが、委託料を別途定めるものとし、管理委託料の人件</p>

住宅使用料は利用料金制でなく、住宅使用料の収納事務については、指定管理者と別に収納事務委託契約を締結して実施されているが、収納事務に関する経費が算定されていない。(指定管理前の管理委託時は、収納委託事務は無償)

このことは指定管理者としては、家賃滞納者への納入指導を強力に実施することはコストが掛かることになり、指定管理者のメリットとなりにくいものである。

従って、使用料の徴収率を上げる方策としては、一定の徴収率以上の収納があった場合は、褒賞の意味からも一定額の指定管理経費として算入できる仕組みを検討されたい。

(3) 空家修繕の修繕料の算定について検討を要するものがあつた。

入居者の退去による次の入居者のための修繕(空家修繕)費の算定は、過去3カ年の平均退去戸数に戸当たり20万~25万円を乗じて算定されているが、計画戸数より大幅な退去者が発生した場合は、指定管理者としては赤字が発生することとなる。

精算方式とするなど、合理的な方法に改善されたい。

費に経費の算定をしている。

また、指定管理者の家賃収納事務は、日常の管理業務を通じて入居者との信頼関係を築くことによって、生活困窮者等について初期の家賃滞納発生の防止効果が図られるものと考えている。

目標収納率を示して、目標以上の収納があつた場合に、指定管理経費を上乗せすることは考えていないが、指定管理者の日ごろの努力により、収納率が上がった場合は、県からの表彰を行うことを検討している。

現在、住宅使用料の現年度収納率は、約98%となっているが、滞納額の約8割を退去滞納者が占めており、退去滞納者への取り組みが課題となっている。

このため、退去者の滞納家賃の回収業務をサービサー(債権回収会社)に委託することを検討している。

県の定めた指定管理者制度の運用指針では、原則として委託費の精算は行わないこととされている。

精算方式について、会計課と協議したが、災害時等の緊急時の対応などに限って、覚書に基づく、負担金支払いなどが考えられるとのことであつた。

このため、次期指定管理者の業務にあたっては、年度当初に年度計画を立て協議し、4半期ごとに修繕状況を報告することとしている。

このことにより、各修繕費目間での弾力的運用や各単年度ごとでの増減を、指定期間を通して調整するような指導を行いたい。

監 査 対 象 機 関	財団法人スマイルアース（佐賀県立二十一世紀県民の森）
所 管 課	森 林 整 備 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）自己評価が実施されていなかった。 管理運營業務仕様書により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、その結果について県に報告することとなっているが、実施されていなかった。自己評価の実施を指導されたい。</p> <p>（２）施設の管理について検討を要するものがあつた。 木工芸センター及び多目的広場については、平成１８年度はほとんど利用実績がなく遊休化している。（平成１７年度も同様）また、多目的広場のテニスコートは、コート面が凸凹した状態でとても利用できるとは思えない状態である。 同施設内の備品も老朽化しており、県は指定管理者と今後の施設のあり方について協議し、施設の改修又は備品の更新・処分を検討されたい。</p> <p>（３）施設の管理で適正でないものがあつた。 森林学習展示館の建物西側壁のタイルが一部はげ落ちているため、落下飛散防止用のネットをかぶせて応急処置が行われているが、来館者の安全確保はもとより、長期間放置すると施設のイメージも悪いので、早急に修復工事を行われたい。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>自己評価の整理が行われていなかったことから指導した結果、後日、県に報告された。</p> <p>21世紀県民の森内の施設については、計画的に改修しており、既に老朽化した木造施設は、撤去・修繕した。 また、木工芸センター及び多目的広場については、イベント活動に加え、指定管理者が行う森林環境教育、イベント活動で用いる資材の準備のためにも使用することとした。 なお、テニスコートはNPOと連携し子供たちによるどんぐりからの苗木づくりの場として活用している。</p> <p>森林学習展示館の外壁補修については平成20年度に実施する。</p>

平成20年4月1日付け機構改革に伴い、所管課が移管したものや所管課の名称が変更となったものについては、機構改革後の所管課名で記載している。